

第4回第4ワーキンググループ会合 議事概要

1 日 時 令和4年9月2日（金）13:00～15:00

2 場 所 遠隔開催（Web会議）

3 出席者

【委員】

川崎 茂（座長）、清原 慶子、佐藤 香、樋 浩一

【臨時委員】

加藤 久和

【専門委員】

細川 努

【審議協力者】

総務省、財務省、文部科学省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、日本銀行、
東京都、埼玉県

【事務局】

（総務省）

北原大臣官房審議官

統計委員会担当室：萩野室長、栗原次長、小山次長、上田次長、吉野政策企画調査官
政策統括官（統計制度担当）：稲垣統計企画管理官、越企画官

4 議 事

- （1）「公的統計の総合的な品質向上に向けて（建議）」について
- （2）統計の品質確保・デジタル化について
- （3）統計リソースの確保・人材育成について

5 議事概要

- （1）「公的統計の総合的な品質向上に向けて（建議）」について

事務局から資料1-1及び資料1-2に基づき、「公的統計の総合的な品質向上に向けて（建議）」（令和4年8月10日統計委員会。以下「建議」という。）について説明。委員からの質問等は特段なかった。

- （2）統計の品質確保・デジタル化について

事務局から資料2-1及び資料2-2に基づき、PDCAサイクルの確立等及びデジタル化の推進に関して、これまでの取組状況や建議を踏まえた、次期基本計画における取扱い及び基本的な考え方（案）について説明があり、審議の結果、基本的な考え方はおおむね了承された。

主な発言は以下のとおり。

- 次期基本計画を取りまとめる際には、建議が議論の出発点になっていることを前書きなどに書いていただくものと推察。資料1-1のような、建議の内容をまとめたものを参考資料として次期基本計画につける予定はあるか。
- 次期基本計画は建議を踏まえて取りまとめるというのが基本スタンスなので、具体的な方法は未定であるが、その旨をしっかりとアナウンスできればと考えている。
- 各府省の自主的な取組がより効果を上げるためには、統計作成ガイドブックの充実、点検・評価ガイドラインの取組がますます重要になる。各府省の自主的な取組を支援するためには、総務省の体制が重要であるという点を改めて強調したい。
- 資料2-2では、統計作成プロセスにおけるデジタル化を主眼に記載されているため、デジタル化がヒューマンエラーを極小化するための手法として位置づけられている。しかしながら、デジタル化は、統計作成プロセスの適正化を促進するだけでなく、公的統計が国民、関係者に有効に利用されるための重要な基盤にもなるため、統計の作成者と利用者の両方の視点を持って、総合的に検討することが望ましい。
- 重要な指摘。デジタル化は、エラーが起こらないような守りの手段という側面もあるが、統計の利便性を高めるための攻めの側面もあることを見落とさないようにしたい。
- 業務マニュアルについては、作成するだけでなく、それを職員に共有して浸透させていく過程が重要。
- 資料の「次期基本計画における取扱い及び基本的な考え方（案）」に記載の内容は、次期基本計画の別表に掲載する想定か。他WGと比べると分量が多いので、少し整理した方がよいのではないか。
- 最終的には、本欄に記載の内容が次期基本計画別表に記載され、実行されるという想定。全体のバランスについては事務局内で検討したいが、建議の内容は非常に重要であり、基本的には建議の趣旨・考え方をしっかり受け止めるのが適切と考えている。
- 品質向上の取組は、終わりがあるものではないので、他の項目のように「いつまでに何を」とは記載しづらいところがある。このため、場合によっては、別表に記載した上で、本文でもより分かりやすく解説したりするなど書き方の工夫が必要ではないか。
- デジタル化は非常に重要であるが、万能ではない。デジタル化さえすれば、ミスもなくなり人手も要らなくなると誤解されることを懸念している。統計調査で一番労力がかかるのは、回答漏れや回答ミスをチェックする行程。単純に、収集したデータを集計すれば統計としてすぐ公表できるわけではないということをどこかでアナウンスしておく必要があるのではないか。

- 次期基本計画に記載いただきたいというものではないが、遅延調査票がどんな問題を引き起こし得るのか、実際の統計でどんなことが起こっているのか、もう少し検証する必要があるのではないか。
- 遅延調査票の取扱いは今回きちんと整理できており、一区切りはついているが、遅延調査票又はそれに付随する問題は、今後も出てくる可能性があるので、例えば評価分科会などを活用し、引き続き分析的な検討ができればよいと思う。
- 遅延調査票については、その取扱いを明確化した上で、マニュアルでは対処しきれないことがあった際には報告、相談していただくというPDCAサイクルがきちんと回れば、あまり心配することはないと考えている。
- 現在検討している基本計画が実行される最中にも、社会全体はさらにデジタル化していくと思われるので、それを踏まえて、次期基本計画に記載するものだけでなく、社会のデジタル化に合わせてさらに施策を拡充していくことが望ましい。
- e-Surveyは既に稼働しているシステムであるが、今後、社会のデジタル化に応じて拡充されていくものと思う。システムを拡充すると品質が低下することがあるので、まずは技術的な専門家の意見も参考にしながら、品質の点検を行い、品質を低下させないような拡充を行うこと、そして、品質が低下している部分があれば、品質改善ができるよう予算を確保する必要がある。
- 調査実施者と調査対象者間のやり取りを円滑にすることを狙いとして、e-Surveyにコミュニケーション機能を追加することだが、調査実施者と調査対象者間だけではなく、中央統計機構と各府省、自治体、委託事業者など、調査を実施する関係機関同士のコミュニケーションも重要。今後3年程度の期間で、府省、自治体の垣根を超えて政府機関内で利用できるチャット、web会議ツール等の導入が進められると思うので、それらを有効活用した施策も検討いただきたい。
また、そのような施策を進めるためには、統計業務にもデジタルにも強い人材を育成していく必要がある。
- コミュニケーションツールとデジタル人材については、特別検討チームでも御提案いただき、「次期基本計画における取扱い及び基本的な考え方（案）」のii）及びiv）で明記させていただいている。

（3）統計リソースの確保・人材育成について

ア 品質優先の組織風土の定着等

事務局から資料3-1及び資料3-2に基づき、誤りの発見・発生時の適切対応の徹底、備えと品質優先の組織風土の定着、また、品質優先の組織風土の定着に向けたマネジメント能力の向上と職員の人材育成に関して、これまでの取組状況や建議を踏まえた、次期基本計画における取扱い及び基本的な考え方（案）の説明があり、審議の結果、基本的な考え方はおおむね了承された。

主な発言は以下のとおり。

- 社会や統計ユーザーを第一に考え、誤りの発生自体ではなく、誤りに対して速やかに対応できないことが問題との意識を持ち、品質優先で風通しのよい組織風土を形成するという建議の理念を、「次期基本計画における取扱い及び基本的な考え方」の冒頭にも明記していただきたい。
- 学識経験者や統計・品質管理の専門家などの協力を得て、統計幹事や統計作成を統括する幹部・管理職員を対象に、統計作成プロセスの特性に即したマネジメント研修を実施するという点と、地方支分部局や地方公共団体の職員も研修を受講できるよう、オンライン研修を充実させるという点は、非常に具体的かつ重要な提案であるため、実現に向け、是非強調いただきたい。
- 幹部職員と実務を担当する職員とでは、必要な能力が異なると思われるので、実施する研修については、それぞれ分けて検討していく必要がある。また、既存の研修では、統計分析の手法など、分析的な内容が多いように見受けられるが、標本論など、統計学の中でもデータを作成するための知識を習得できる研修を実施することも必要ではないか。
さらに、内部の人材を育てると同時に、統計分野の博士号をもった人材を活用することも検討いただきたい。
- ここ数年の統計不正事案を風化させないよう、各府省のマネジメントを担う幹部の方々に危機感をもっていただくことが極めて重要であり、そのためにはどうすればよいかを考えていくことが必要。

イ 各府省及び中央統計機構の体制強化等

事務局から資料3-3、3-4及び3-5に基づき、各府省の体制強化、地方公共団体との連携、民間事業者との協働、中央統計機構の相談対応の充実と体制強化に関連して、これまでの取組状況や建議を踏まえた、次期基本計画における取扱い及び基本的な考え方（案）の説明があり、審議の結果、基本的な考え方はおおむね了承された。

主な発言は以下のとおり。

- 現在の統計調査員への支援だけでなく、新たな統計調査員をどのように確保していくかも検討しなければならない。地方公共団体の先行事例の情報収集や共有は既に実施しているとのことだが、今後もより広く共有を図っていただきたい。また、学生や生涯学習受講者等を統計調査員に任用する取組は、大学とも連携できると思われるので、今後、官学の連携も検討いただきたい。
- 統計分析審査官の役割を重視し、より品質管理全般の中核となるような体制にするという提言を支持する。是非実現させてほしい。
- 地方公共団体との連携、民間事業者との協働の基本的な考え方に掲げられている事項は、公的統計における国と地方公共団体・民間事業者とのパートナーシップの強化に欠かせないもの。この内容を地方公共団体・民間事業者と共に一体と

なって実行できるよう、本取組の担い手が国だけではないことを明らかにしながら推進体制を作っていただきたい。

また、好事例の横展開について、e-Stat 等に掲載するだけでなく、可能な限り地方公共団体・民間事業者の担当者にプッシュ型で届くような取組を期待したい。

以上

<文責 総務省統計委員会担当室 速報のため事後修正の可能性あり>